

## 外国語教育メディア学会九州・沖縄支部 支部紀要 編集規定

- 第1条 本規定は、外国語教育メディア学会九州・沖縄支部（以下、本支部）の紀要（以下、本誌）の編集および発行に関して定めたものである。
- 第2条 本誌は外国語教育メディア学会九州・沖縄支部の紀要として、毎年少なくとも1回発行する。ただし、掲載論文の数、その他の事由によって、支部運営委員会の承認を得て発行を調整することがある。
- 第3条 本誌は原則として本支部会員による研究論文、実践報告およびその他の報告（研究ノート、教材解説、書評等）を掲載することとする。
- 第4条 投稿原稿は、査読者による査読審査を経て、査読内規に基づき編集委員会において掲載可否が決定される。
- 2 編集委員会は査読審査の結果に基づき、投稿原稿の修正を投稿者に求めることができる。
- 3 査読者が本誌に研究論文、実践報告あるいはその他の報告を投稿した場合は、当該論文の査読審査を担当しないこととする。
- 4 編集委員が本誌に研究論文、実践報告あるいはその他の報告を投稿した場合は、当該論文の編集業務を担当しないこととする。
- 第5条 掲載に際し、その費用の一部を次のとおり、執筆者の負担とする。1人10ページ以内で15,000円を基準とし、1ページごとに2,000円がプラスされる。なお、特別に費用を要する原稿については、執筆者の負担とする。なお学生会員および本務校を持たない会員については、前述の半分の額とする。
- 第6条 本誌に掲載された論文等の著作権はその副次的使用权を含め、全て本支部が所有する。
- 2 本誌に掲載された論文等を、本支部の許可なく無断で複製あるいは転載することはできない。複製あるいは転載する場合は、文書による承認を受けなければならない。
- 3 支部により電子化された著作物を、執筆者が自身の所属機関のリポジトリ等に登録する場合は、本支部の承認は不要とする。ただしその場合は、電子版正本のDOI（Digital Object Identifier）を記載し、電子版正本へのリンクが正しくできるよう留意することと

する。

第7条 編集業務に関する通信は全て外国語教育メディア学会九州・沖縄支部事務局内編集委員会宛とする。

第8条 本規定の変更は、運営委員会の三分の二以上の議決を経た後、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この規程は、2020（令和2）年7月25日から施行する。

この規定は、2024（令和6）年4月1日から施行する。